

扇町土地区画整理事業地区内公園基本計画

概要版(案)

令和6年

会 津 若 松 市

1. 計画の背景

昭和63年より着手しました扇町土地区画整理事業地区内の公園については、令和3年度までに、全ての公園の造成が完成し、令和4年度に供用を開始しました。

このことに伴い、既に整備が完了している扇町10号公園（大町白虎公園と統合）と扇町11号公園（開発緑地）を除いた、扇町土地区画整理事業地区内の10箇所の公園について、住民アンケート調査やワークショップで出された意見を参考に、今後の整備方針について基本計画（案）を策定することとしました。

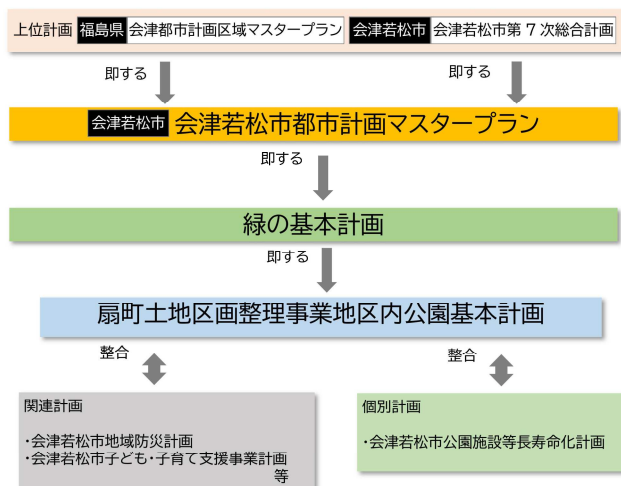
2. 公園の位置付けと目的

市街地における公園は、憩い、レクリエーション・スポーツ活動などに活用されるだけでなく、地域住民のコミュニティ形成、災害時の避難場所、イベントの開催など、多様な機能を有しています。その中で、扇町土地区画整理事業地区内公園については、地区内に適正に配置されている公園で、各公園が担う役割は大きいものであります。

そのような中、国においては、「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」を策定するなど、官民連携による公園の利活用が求められている中で、地域主体・参加型の公園づくりや、官民連携による公園の利活用を通して、市民のまちづくりへの関心を高めるとともに、民間事業者による収益施設の設置の検討や多様なイベントの開催など、持続的な賑わいの創出を図ることを目的としました。

3. 計画の位置付け

本計画は、「会津若松市第7次総合計画」や「会津都市計画区域マスタープラン」を上位計画とし、「会津若松市都市計画マスタープラン」と整合を図ります。また、「緑の基本計画」による地域主体・参加型の公園づくりの促進のため、計画段階から市民の参加や意向の把握に努め、必要な施設や維持管理について、意見交換を重ねることで、社会情勢やニーズに対応した、利用しやすく、長年に渡り親しまれる公園の整備に取り組んでいくことを目的としています。



4. これまでの経過

令和4年9月～11月：計5回に渡る扇町1号公園ワークショップ実施(延べ74名の参加)

令和4年11月：扇町1号公園～12号公園を対象に扇町土地区画整理事業区域内住民へのアンケート調査を実施(配布数500、回答数186、回答率37.2%)

令和4年12月～令和5年2月：扇町1号公園の官民連携可能性調査

令和5年12月：関係各課意見聴取(企画調整課ほか6課)

令和6年2月：2役説明

令和6年3月：計画(案)に対する副部長会議・部長会議

令和6年4月：計画(案)に対する建設委員会への情報提供

令和6年5月：パブリックコメント実施に対する副部長会議・庁議

令和6年6月：パブリックコメント実施に対する建設委員会協議会

5. 導入機能の概要

扇町土地区画整理事業地区内各公園の①アンケート調査の結果、②想定される利用者・利用シーン、③コンセプト、④基本方針、⑤導入機能の概要、⑥整備計画平面図を次ページ以降に記載。

なお、扇町1号公園については、⑦官民連携の可能性調査を行ったため、併せて記載。

5-1.扇町土地区画整理事業地区内公園全体平面図

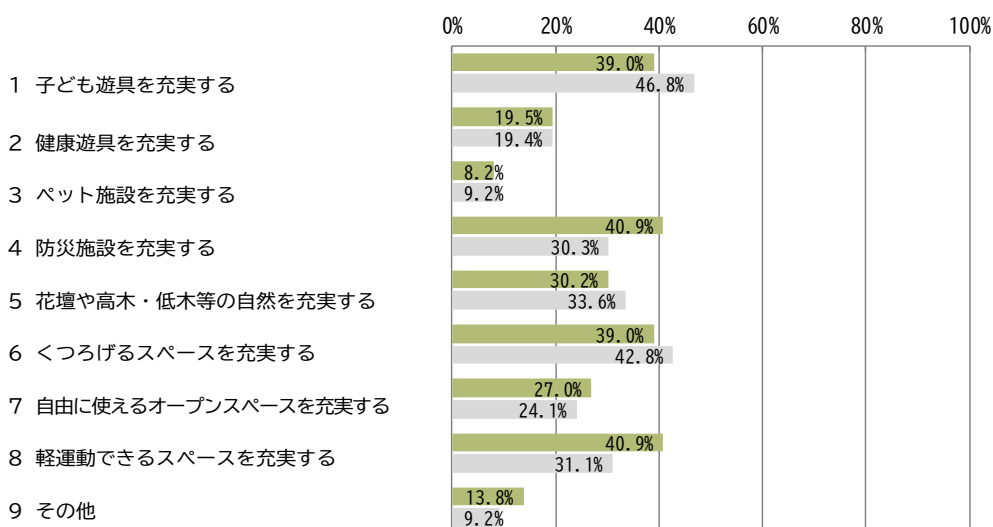


○扇町1号公園

①アンケート調査の結果

扇町1号公園では、「防災施設」「くつろげるスペース」「軽運動できるスペース」の充実を求める回答が他公園と比較して多く得られた。

さらに、ワークショップにおいては、「移動販売やイベント・お祭り時に活用できるスペース」、「健康づくりの拠点になるような、子どもの遊具や、ウォーキング、ジョギングコースがあるといい」などの意見が寄せられた。



上段：扇町1号公園の回答割合 下段：10箇所の公園の平均 扇町1号公園の回答数 N=159

②想定される利用者・利用シーン

主なターゲット	想定される利用シーン	必要な機能・性能(案)
近隣住民	- 犬などペットの散歩や、ウォーキング・ジョギング時の利用 「歳の神」など地域のお祭り、イベント時の利用 - 災害時における一時避難場所としての利用	✓ 日常的に利用してもらいやすいウォーキング、ランニングコース等 ✓ イベント時に利用できる空間等 ✓ 災害時に一時避難場所として利用できる施設・設備等
ファミリー層（主に市内）	- ピクニックや水遊びなどにおける利用 - 子どもが遊んでいる間の休憩、くつろぎ利用 - キッチンカーなどイベ	✓ 子どもがのびのび遊ぶことのできる空間等 ✓ 子どもに視線が届きながらのんびりくつろげる空間等 ✓ キッチンカーが出店可能なエリアなど、可変的に活用できる多目的な空

	ント時の利用	間等
小学校高学年 ～中学生	野球、フットサル、バスケ等のボール遊び利用	✓ ボール遊びを気軽に、かつ安心・安全に行うことができる空間等

③コンセプトの設定

人々が四季を通じて
気軽に集い、憩い、そして賑わう 住民主体の公園

④基本方針

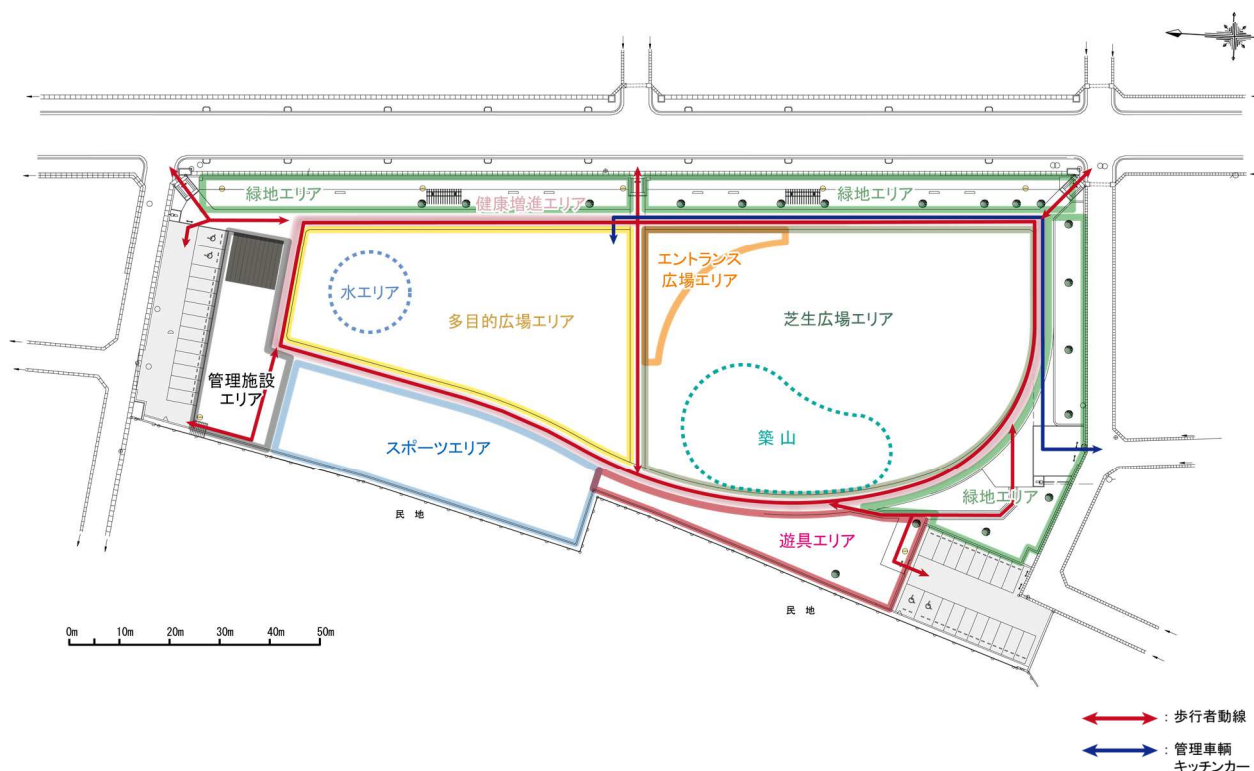
- ① 四季がはっきりした会津特有の気候を活かすとともに、「歳の神」などの催事・イベント時の活用により会津若松の四季を感じられる、一年を通じた「賑わい」の場を創出する。
- ② 磐梯山の景観を中心に、本公園の「花・みどり・水景」により人々がくつろぐことができる「憩い」の場を創出する。
- ③ 周辺住民の日常的な「子どもの遊び場・スポーツ・軽運動」拠点として、自然と触れあい、のびのび遊ぶことのできる健康増進に資する空間を創出する。
- ④ 災害時には地域の「一時避難地」として機能する「防災」活動の場を創出する。
- ⑤ 地域住民によるイベント・催事の開催や花苗等の管理など、地元住民が主体的かつ継続的に関われる場の創出。

⑤導入機能の概要

機能	内容
多目的広場	「歳の神」などの催事・イベント時の活用により会津若松の四季を感じられるエリア
エントランス広場	公園看板等
芝生広場	自然と触れ合い、伸び伸びと遊ぶことができるエリア
管理施設エリア	1、トイレ 2、駐輪場
スポーツエリア	スポーツ・軽運動ができる多目的エリア

遊具エリア	1、遊具 2、休憩施設（ベンチ、四阿等）
緑地エリア	四季を感じられる樹木、植栽等の設置
健康増進エリア	散歩や軽運動を通して、健康増進に資するエリア

⑥整備計画平面図【約 13,320 m²】



⑦官民連携の可能性

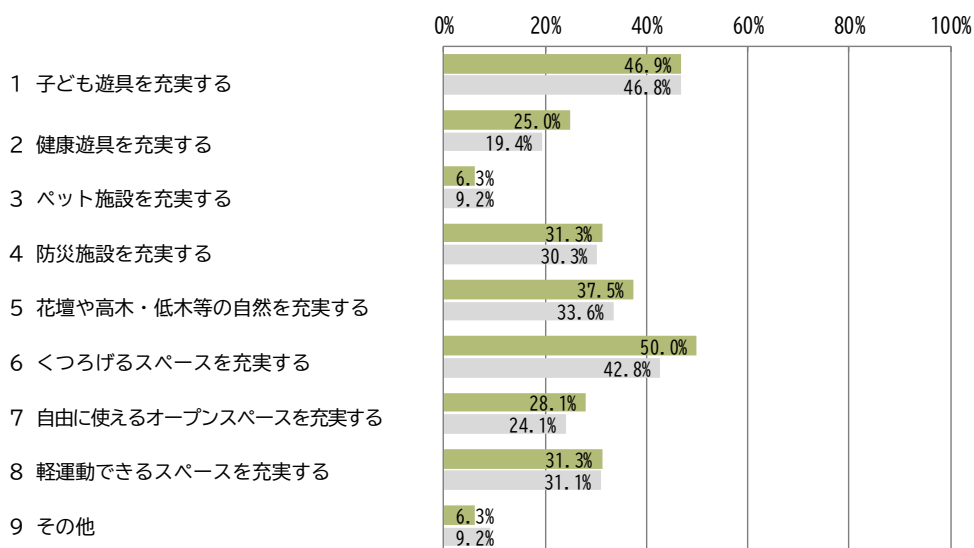
民間事業者（県外業者2社、市内業者4社）へ、官民連携可能性についてのヒアリング調査を行った結果、扇町1号公園は規模が小さく、周辺にコンビニ・ドラッグストア・飲食店など収益施設が数多くあることや、積雪等による冬期間の公園利用者数の減少が想定されることも踏まえ、限られたスペースの中で、収益を上げていくことは困難であるとの回答がなされた。

また、地方部で収益施設を設置している公園は、10ha 以上の大規模な公園であることから、本公園内に収益施設を設置し、公園の管理運営を行っていくことは、困難であるものの、今後の収益施設の設置の可能性について検討していくものとする。

○扇町2号公園

①アンケート調査の結果

扇町2号公園については、「くつろげるスペース」の充実を求める回答が半数以上と最も多く得られた。



上段：扇町2号公園の回答割合 下段：10箇所の公園の平均 扇町2号公園の回答数 N=32

②想定される利用者・利用シーン

主なターゲット	想定される利用シーン	必要な機能・性能(案)
近隣住民	- 子どもの遊び場利用 - 地域のイベント時や、災害時による利用 - 花壇の手入れ等の活動	✓ 日常的に利用しやすい遊具等の遊び場空間等 ✓ イベント時や災害時に利用できる広場空間等 ✓ 住民の活動を支援する休憩施設等
周辺商業施設利用者	- 催事等による利用 - 周辺商業施設利用後の休憩利用(軽食等)	✓ 周辺商業施設のイベント時にテント等が設置可能な空間等

③コンセプト

周辺エリアとの一体的な賑わいを創出する公園

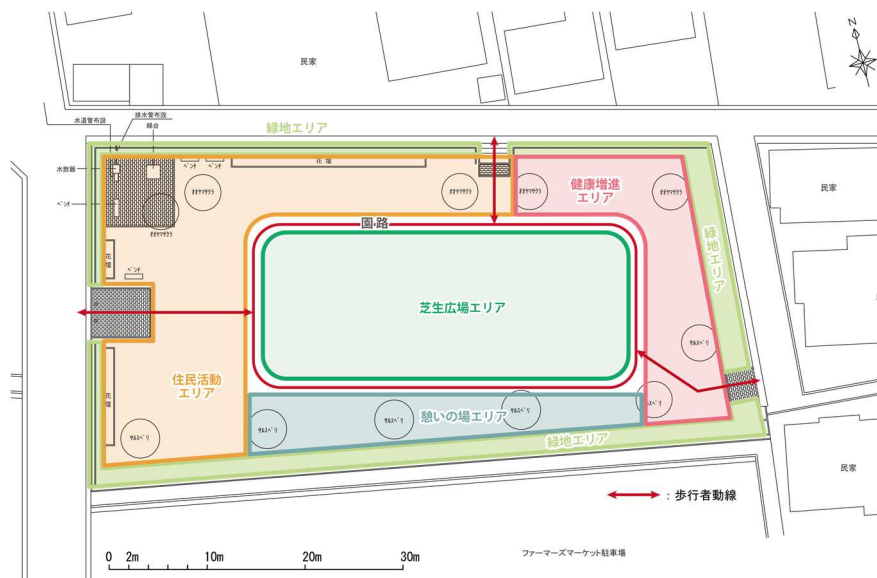
④基本方針

- ① 公園の西側に隣接するファーマーズマーケットとの一体的な賑わい創出に資するような空間構成とする。
- ② 街区公園として、近隣住民の日常的な地域活動拠点の場を創出する。
- ③ ユニバーサルデザインに配慮した整備とする。

⑤導入機能の概要

機能	内容
住民活動エリア	既存花壇の手入れなど、住民主体の活動が行われるエリア
芝生広場	近隣商業施設のイベント時の活用や、子ども達の遊び場としての活用が行われるエリア
憩いの場エリア	芝生広場を望むベンチやスツール等の設置
健康増進エリア	健康遊具等の設置
緑地エリア	隣接する住宅との緩衝帯となるエリア

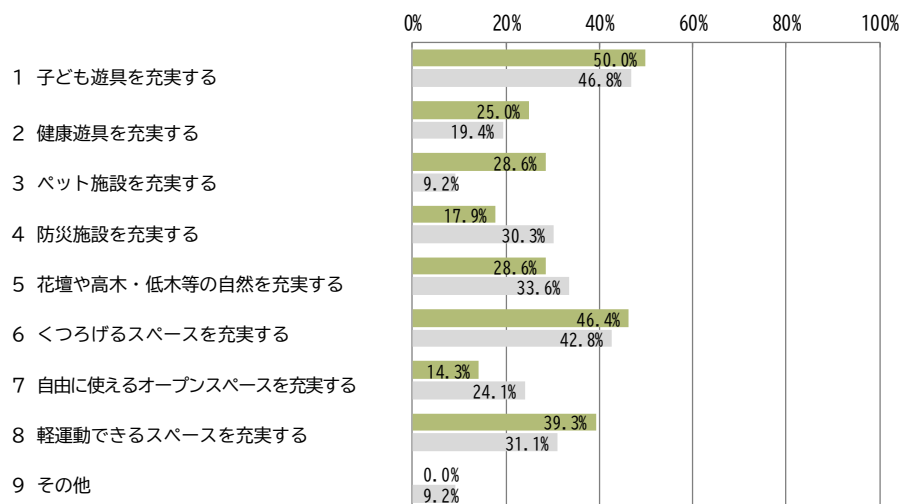
⑥整備計画平面図【約 2,210 m²】



○扇町3号公園

①アンケート調査の結果

扇町3号公園については、「子ども遊具」「くつろげるスペース」「軽運動できるスペース」の充実を求める回答が4割～5割程度と多く得られた。



上段：扇町3号公園の回答割合 下段：10箇所の公園の平均 扇町3号公園の回答数 N=28

②想定される利用者・利用シーン

主なターゲット	想定される利用シーン	必要な機能・性能(案)
近隣住民	- 子どもの遊び場利用 - 地域のイベント時や、災害時による利用 - ウォーキング等の健康増進に関わる利用	✓ 日常的に利用しやすい遊具等の遊び場空間等 ✓ イベント時や災害時に利用できる広場空間等 ✓ 健康増進に関わる健康遊具等の施設・設備等

③コンセプトの設定

近隣の住宅街の憩いの中心となる公園

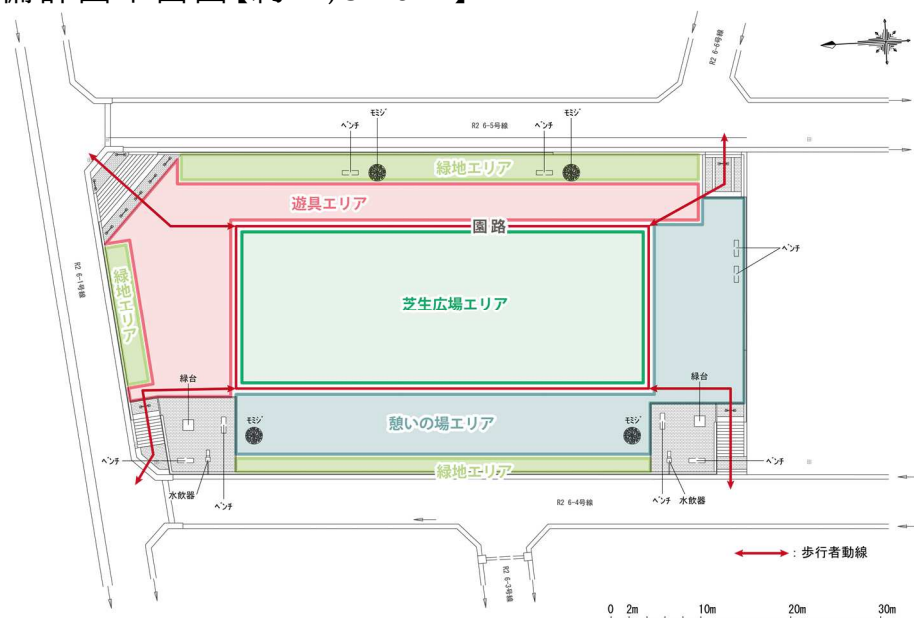
④基本方針

- ① 地域住民が自由に使えるオープンスペースとともに、自然を充実させることにより、地域住民がくつろげる空間を創出する。
- ② 街区公園として、近隣住民の日常的な地域活動拠点の場を創出する。
- ③ ユニバーサルデザインに配慮した整備とする。

⑤導入機能の概要

機能	内容
憩いの場エリア	近隣住民のくつろぎのスペースとして利用されるエリア
芝生広場	日常利用の場として、軽運動をしたり、くつろいだりできるエリア
遊具エリア	健康遊具等（※付近の扇町4号公園とは、遊具の差別化を図る。）
緑地エリア	隣接する住宅街との緩衝帯となるエリア

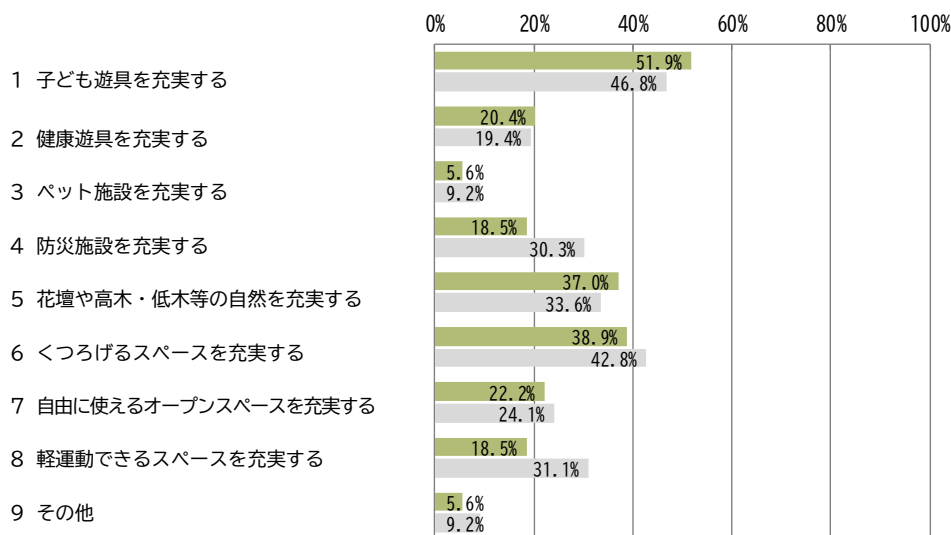
⑥整備計画平面図【約 2,540㎡】



○扇町4号公園

①アンケート調査の結果

扇町4号公園については、「子ども遊具」「くつろげるスペース」「花壇や高木・低木等の自然」の充実を求める回答が4割～5割程度と多く得られた。



上段：扇町4号公園の回答割合 下段：10箇所の公園の平均 扇町4号公園の回答数 N=54

②想定される利用者・利用シーン

主なターゲット	想定される利用シーン	必要な機能・性能(案)
近隣住民	- 子どもの遊び場利用、ボール遊び利用 - 地域のイベント時や、災害時による利用 - 不動川沿いの散歩利用	✓ 日常的に利用しやすい遊具等の遊び場空間等 ✓ ボール遊びを可能とする空間構成等 ✓ イベント時や災害時に利用できる広場空間等 ✓ 不動川の水辺空間との調和を図った空間構成等

③コンセプトの設定

磐梯山や不動川といった自然を活かしながら、
老若男女がのびのびと過ごせる公園

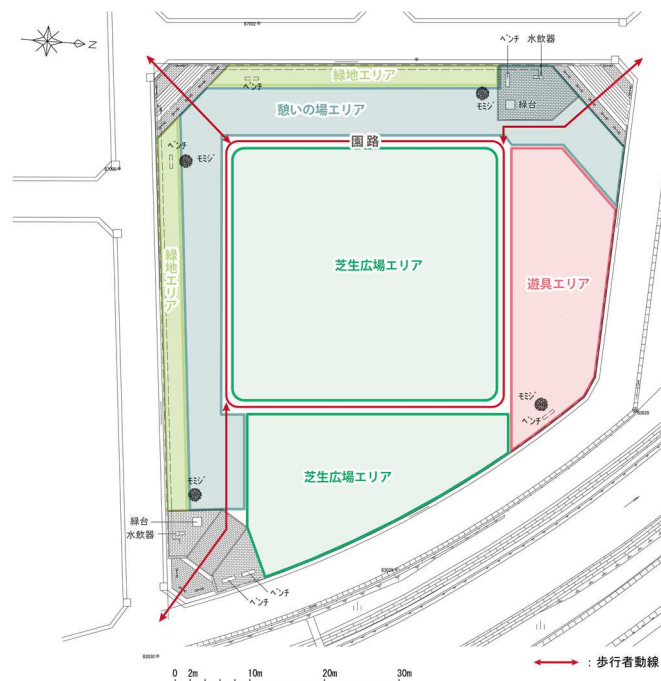
④基本方針

- ① 磐梯山の景観や、不動川沿いといった立地を活かし、人々がくつろぐことのできる「憩い」の場を創出する。
- ② 扇町土地区画整理事業地区内の街区公園で最も広いことを活かし、のびのび遊ぶことのできる空間を創出する。
- ③ 街区公園として、近隣住民の日常的な地域活動拠点の場を創出する。
- ④ ユニバーサルデザインに配慮した整備とする。

⑤導入機能の概要

機能	内容
芝生広場	ボール遊び等、運動が可能なエリア
憩いの場エリア	近隣住民のくつろぎのスペースとして利用されるエリア
遊具エリア	子供向け遊具
緑地エリア	隣接する住宅との緩衝帯となるエリア

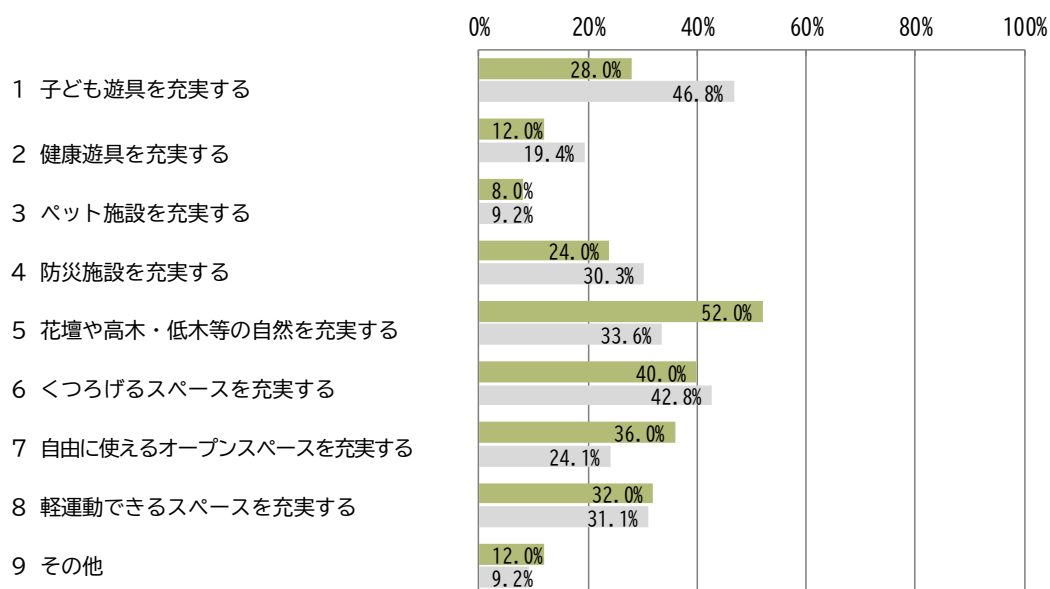
⑥整備計画平面図【約3,670㎡】



○扇町5号公園

①アンケート調査の結果

扇町5号公園については、「花壇や高木・低木等の自然」「くつろげるスペース」「自由に使えるオープンスペース」の充実を求める回答が4割～5割程度と多く得られ、他公園の平均と比較しても多くの回答を得られた。



上段：扇町5号公園の回答割合 下段：10箇所の公園の平均 扇町5号公園の回答数 N=25

②想定される利用者・利用シーン

主なターゲット	想定される利用シーン	必要な機能・性能(案)
近隣住民	- 子どもの遊び場利用 - 地域のイベント時や、災害時による利用 - 散歩時の立寄り利用	✓ 日常的に利用しやすい遊具等の遊び場空間等 ✓ イベント時や災害時に利用できる広場空間等 ✓ 休憩利用時にくつろぐことのできる施設・設備等

③コンセプトの設定

近隣の住宅街の憩いの中心となる公園

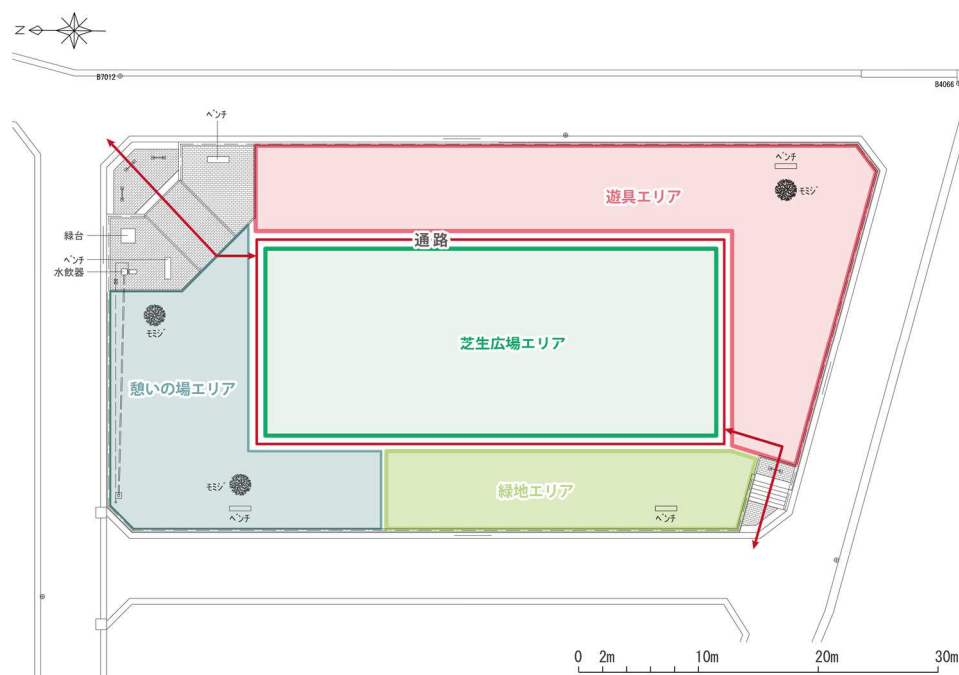
④基本方針

- ① 地域住民が自由に使えるオープンスペースとともに、自然を充実させることにより、地域住民がくつろげる空間を創出する。
- ② 街区公園として、近隣住民の日常的な地域活動拠点の場を創出する。
- ③ ユニバーサルデザインに配慮した整備とする。

⑤導入機能の概要

機能	内容
芝生広場	地域住民の日常利用の場として、くつろいだり、軽運動したりできるエリア。
憩いの場エリア	地域交流の場として、中庭のようにくつろぎ利用できるエリア。
遊具エリア	子ども用遊具
緑地エリア	隣接する住宅との緩衝帯となるエリア

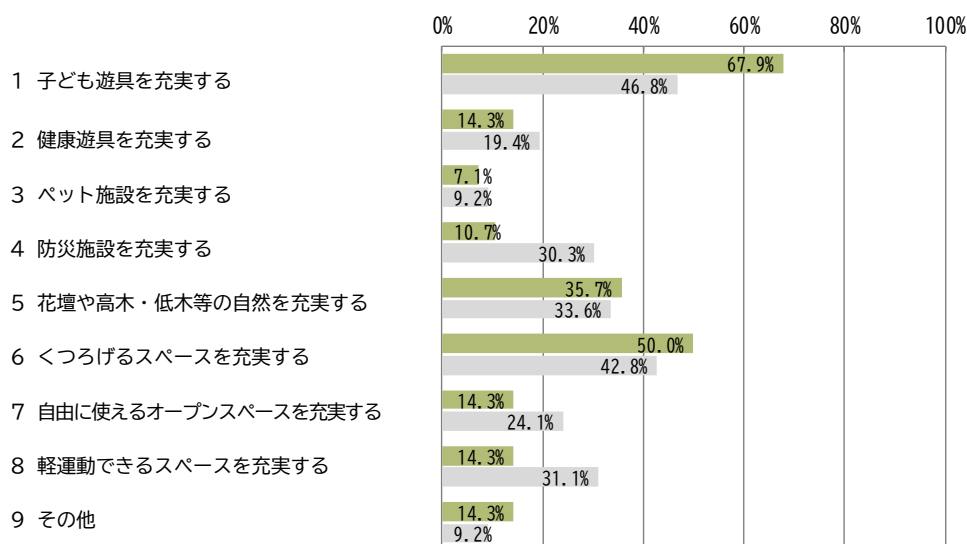
⑥整備計画平面図【約1,980㎡】



○扇町6号公園

①アンケート調査の結果

扇町6号公園については、「子ども遊具」の充実を求める回答が約7割と、最も多く得られた。



上段：扇町6号公園の回答割合 下段：10箇所の公園の平均 扇町6号公園の回答数 N=28

②想定される利用者・利用シーン

主なターゲット	想定される利用シーン	必要な機能・性能(案)
近隣住民	- 子どもの遊び場利用 - 地域のイベント時や、災害時による利用 - 散歩時の立寄り利用	✓ 日常的に利用しやすい遊具等の遊び場空間等 ✓ イベント時や災害時に利用できる広場空間等 ✓ 休憩利用時にくつろぐことのできる施設・設備等
幼児・小学校低学年	周辺小児病院利用時の立寄り利用	✓ 幼児・小学校低学年が利用可能な遊び場空間等

③コンセプトの設定

小学校低学年以下の子どもが
安心・安全・そして楽しく遊べる公園

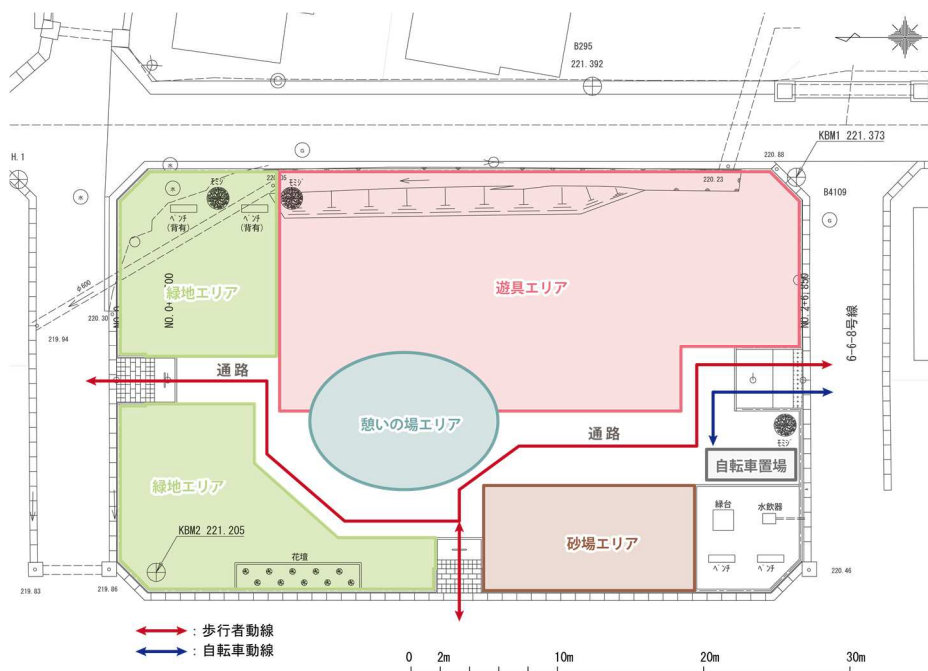
④基本方針

- ① 周辺に近隣公園である扇町1号があることから、小学校低学年以下にメインターゲットを設定した公園整備を行う。
- ② 街区公園として、近隣住民の日常的な地域活動拠点の場を創出する。
- ③ ユニバーサルデザインに配慮した整備とする。

⑤導入機能の概要

機能	内容
遊具エリア	子ども用遊具
砂場エリア	砂場
憩いの場エリア	子どもが遊んでいる間の保護者の見守りスペースや、近隣住民の交流スペース
緑地エリア	隣接する住宅との緩衝帯となるエリア

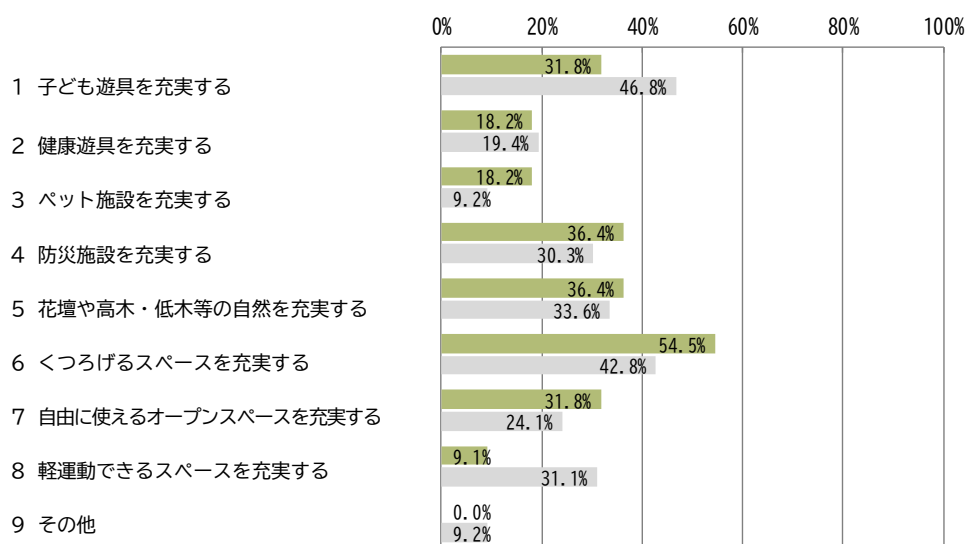
⑥整備計画平面図【約 1,350 m²】



○扇町7号公園

①アンケート調査の結果

扇町7号公園については、「くつろげるスペース」を求める回答が半数以上得られた。



上段：扇町7号公園の回答割合 下段：10箇所の公園の平均 扇町7号公園の回答数 N=22

②想定される利用者・利用シーン

主なターゲット	想定される利用シーン	必要な機能・性能(案)
近隣住民	- 子どもの遊び場利用 - 地域のイベント時や、災害時による利用 - 散歩時の立寄り利用	✓ 日常的に利用しやすい遊具等の遊び場空間等 ✓ イベント時や災害時に利用できる広場空間等 ✓ 休憩利用時にくつろぐことのできる施設・設備等
周辺介護施設利用者	散歩等による利用	※園芸を行うことは、介護予防や認知症予防に効果があると言われている。

③コンセプトの設定

近隣の住宅街の憩いの中心となる公園

④基本方針

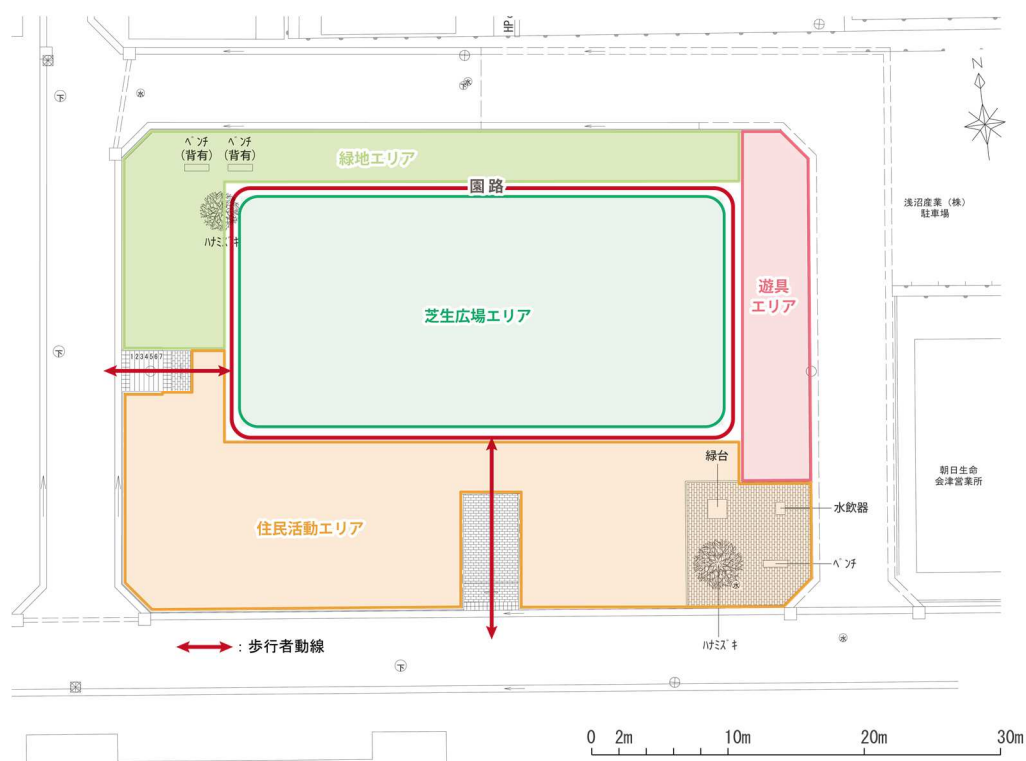
- ① 地域住民が自由に使えるオープンスペースとともに、自然を充実させることにより、地域住民がくつろげる空間を創出する。

- ② 隣接する介護施設など、地域と一体となった維持管理活動の場を創出する。
- ③ 街区公園として、近隣住民の日常的な地域活動拠点の場を創出する。
- ④ ユニバーサルデザインに配慮した整備とする。

⑤導入機能の概要

機能	内容
芝生広場	近隣住民がくつろげるスペース
遊具エリア	子ども用遊具
住民活動エリア	花壇の設置により、近隣住民の維持管理活動への参加を通じた地域交流を図るエリア
緑地エリア	隣接する住宅との緩衝帯となるエリア

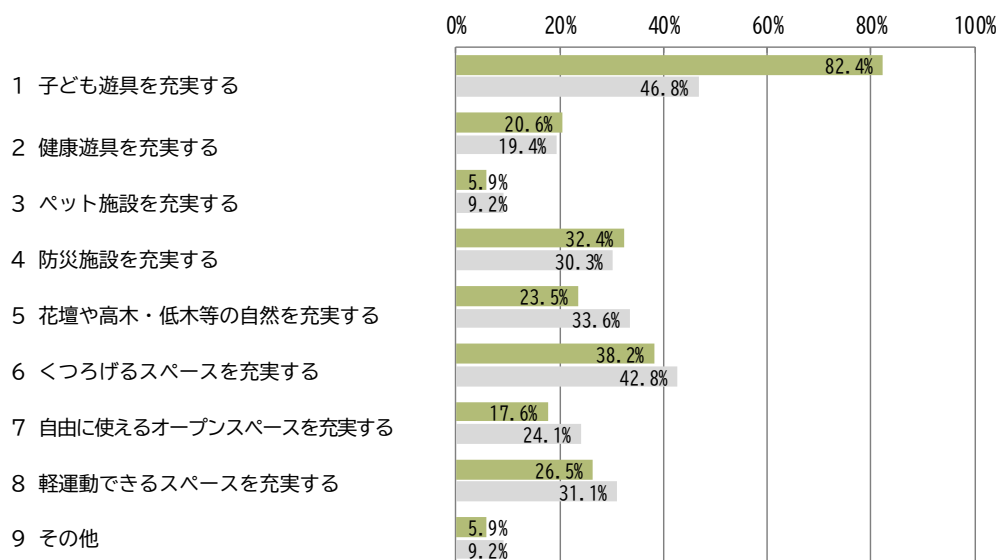
⑥整備計画平面図【約 1,780 m²】



○扇町8号公園

①アンケート調査の結果

扇町8号公園については、「子ども遊具」の充実を求める回答が約8割と、最も多く得られた。



上段：扇町8号公園の回答割合 下段：10箇所の公園の平均 扇町8号公園の回答数 N=34

②想定される利用者・利用シーン

主なターゲット	想定される利用シーン	必要な機能・性能(案)
近隣住民	- 子どもの遊び場利用 - 地域のイベント時や、災害時による利用	✓ 日常的に利用しやすい遊具等の遊び場空間等 ✓ イベント時や災害時に利用できる広場空間等
近隣小学生	小学校や児童館と併せた遊び場利用	小学生を中心とした遊び場としての利用ニーズに応える遊び場設備等

③コンセプトの設定

小学生の外遊びの中心となる公園

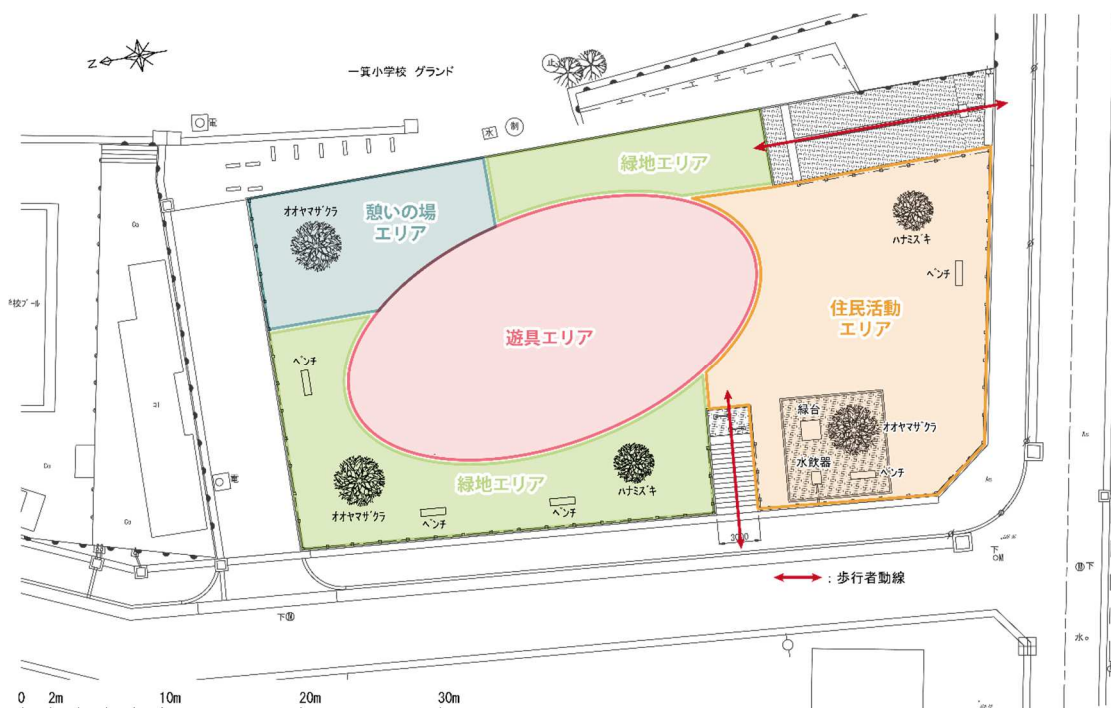
④基本方針

- ① 一箕小学校に隣接する立地や、アンケート結果等から、子どもの遊び場としてのニーズが非常に高いことから、小学生の遊び場の拠点となる場を創出する。
- ② 隣接する一箕小学校など、地域と一体となった維持管理活動の場を創出する。
- ③ 街区公園として、近隣住民の日常的な地域活動拠点の場を創出する。
- ④ ユニバーサルデザインに配慮した整備とする。

⑤導入機能の概要

機能	内容
遊具エリア	子ども遊具
憩いの場エリア	近隣住民がくつろげるエリア
住民活動エリア	花壇の設置により、近隣住民の維持管理活動への参加を通じた地域交流を図るエリア
緑地エリア	隣接する住宅との緩衝帯となるエリア

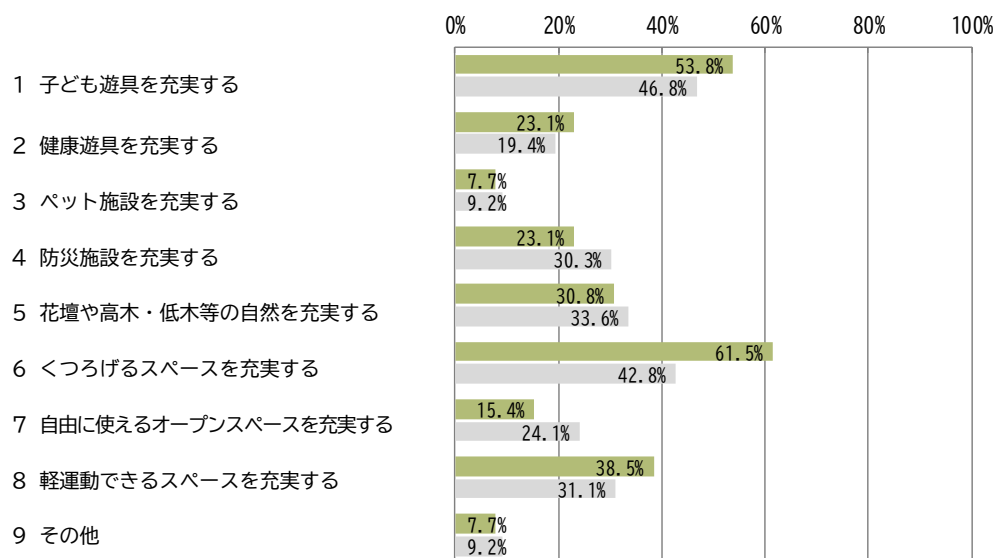
⑥整備計画平面図【約 1,440 m²】



○扇町9号公園

①アンケート調査の結果

扇町 9 号公園については、回答数が少ないものの、「くつろげるスペース」の充実を求める回答が約 6 割と最も多く得られた。



上段：扇町 9 号公園の回答割合 下段：10箇所の公園の平均 扇町 9 号公園の回答数 N=13

②想定される利用者・利用シーン

主なターゲット	想定される利用シーン	必要な機能・性能(案)
近隣住民	- 子どもの遊び場利用 - 地域のイベント時や、災害時による利用 - 散歩時の立寄り利用	✓ 日常的に利用しやすい遊具等の遊び場空間等 ✓ イベント時や災害時に利用できる広場空間等 ✓ 休憩利用時にくつろぐことのできる施設・設備等

③コンセプトの設定

住宅街の中庭的公園

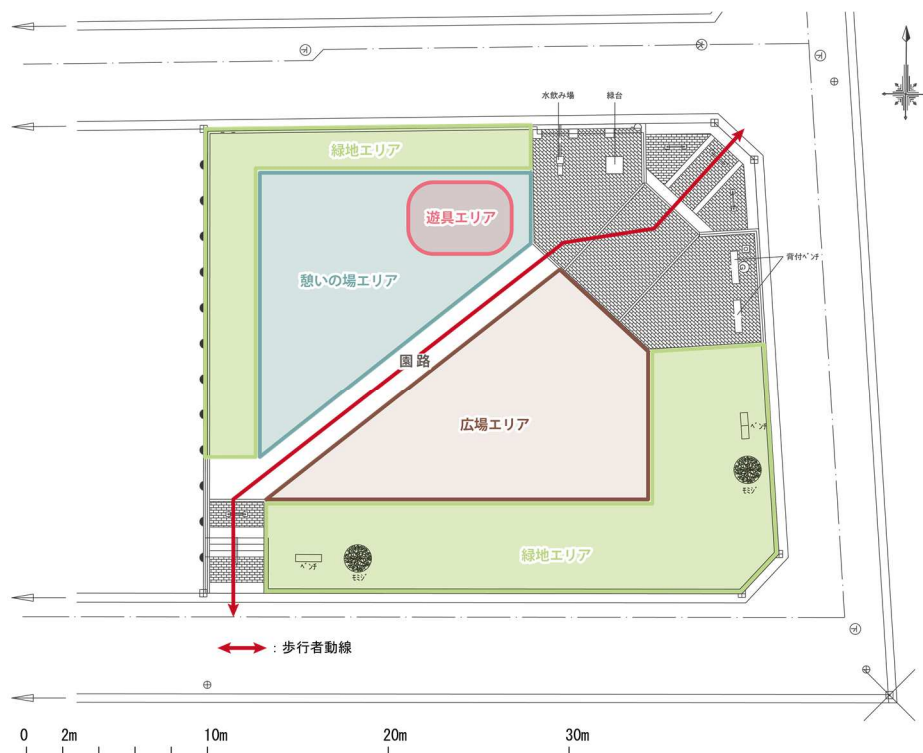
④基本方針

- ① 近隣の住宅街に近いことから、近隣住宅街の「中庭」のように住民がくつろげる空間を創出する。
- ② 街区公園として、近隣住民の日常的な地域活動拠点の場を創出する。ただし、遊具施設については、周辺に一箕小学校・扇町8号公園や、大町白虎公園といった遊具の充実した施設があることから、機能分担に留意する。
- ③ ユニバーサルデザインに配慮した整備とする。

⑤導入機能の概要

機能	内容
広場エリア	走り回ったり、様々な活動ができるエリア
憩いの場エリア	近隣住民がくつろげるエリア
遊具エリア	子ども用遊具
緑地エリア	隣接する住宅との緩衝帯となるエリア

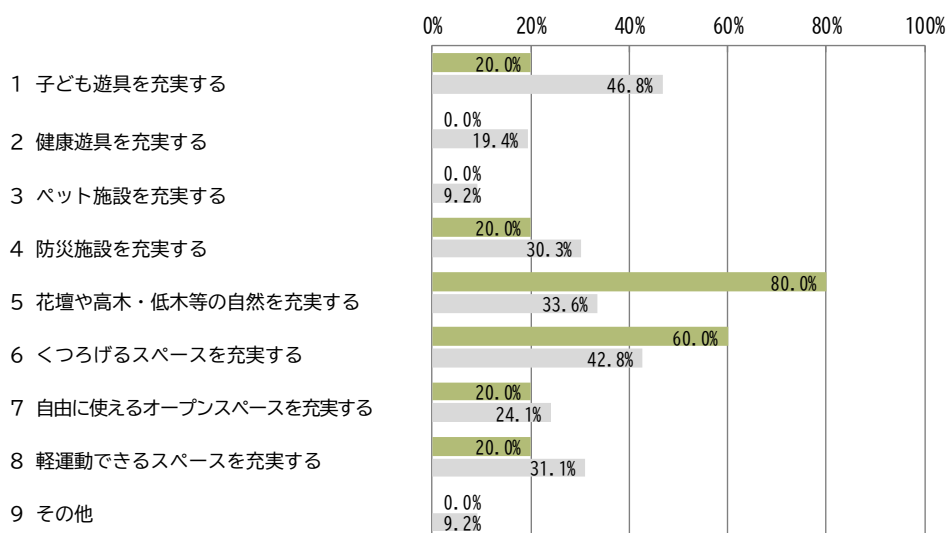
⑥整備計画平面図【約 800 ㎡】



○扇町12号公園

①アンケート調査の結果

扇町12号公園については、「花壇や高木・低木等の自然」「くつろげるスペース」の充実を求める回答が6割～8割と多く得られた。



上段：扇町12号公園の回答割合 下段：10箇所の公園の平均 扇町12号公園の回答数 N=12

②想定される利用者・利用シーン

主なターゲット	想定される利用シーン	必要な機能・性能(案)
近隣住民	- 子どもの遊び場利用 - 地域のイベント時や、災害時による利用 - 散歩時の立寄り利用	✓ 日常的に利用しやすい遊具等の遊び場空間等 ✓ イベント時や災害時に利用できる広場空間等 ✓ 休憩利用時にくつろぐことのできる施設・設備等

③コンセプト

住宅街の中庭的公園

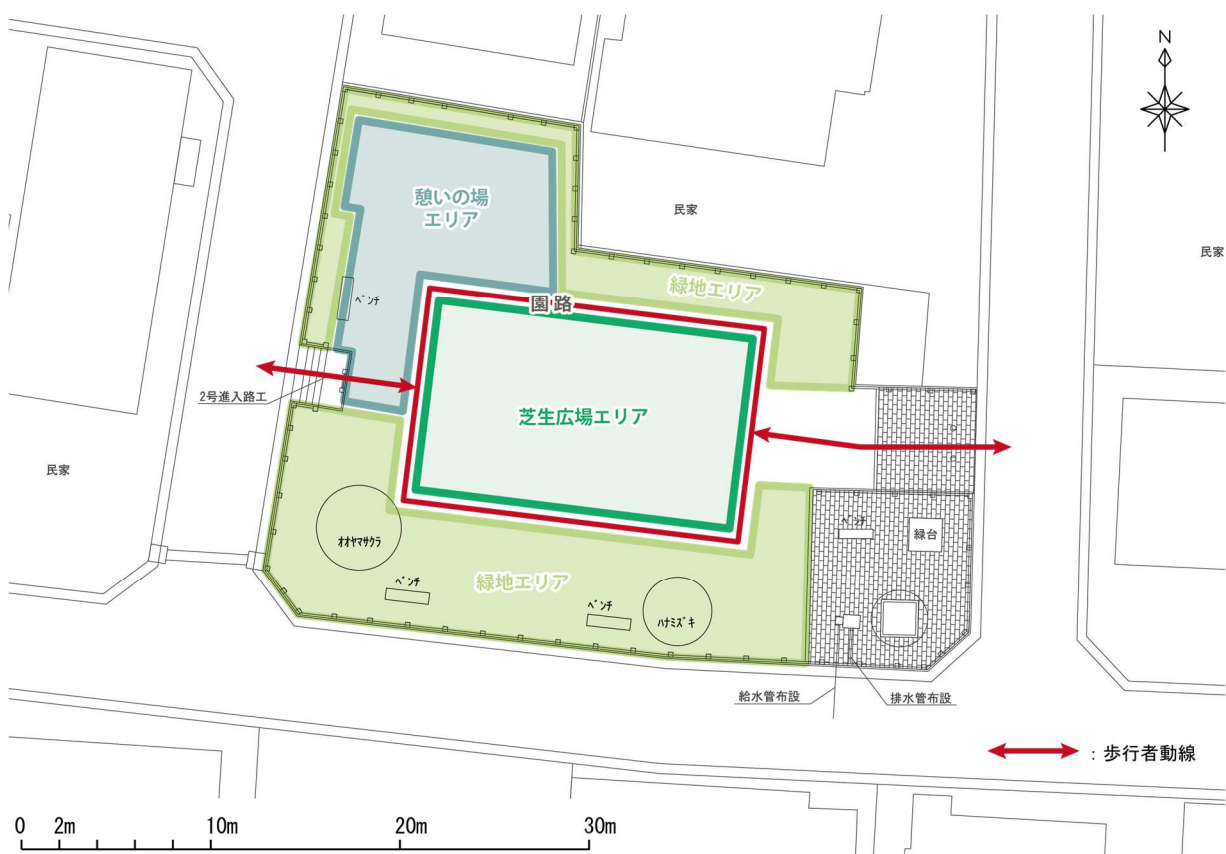
④基本方針

- ① 近隣の住宅街に近いことから、近隣住宅街の「中庭」のように住民がくつろげる空間を創出する。
- ② 街区公園として、近隣住民の日常的な地域活動拠点の場を創出する。
- ③ ユニバーサルデザインに配慮した整備とする。

⑤導入機能の概要

機能	内容
芝生広場エリア	近隣住民がくつろげるスペース
憩いの場エリア	芝生広場を望むベンチやスツール等の設置
緑地エリア	隣接する住宅との緩衝帯となるエリア

⑥整備計画平面図【約 800 m²】



6.扇町土地区画整理事業地区内公園の災害時の考え方

扇町土地区画整理事業地区内の10箇所の公園については、国土交通省で定める防災公園の考え方にに基づき、整備を実施する。

扇町1号公園については、大震災等の災害発生した場合において主として一時的避難の用に供する近隣公園として、下記①～⑥の機能を導入する。

扇町1号公園を除く9箇所の公園については、身近な防災活動拠点の機能を有する街区公園として、下記①の広場空間の整備を行う。

①園路及び広場

☐入口形態

避難者の進入や緊急車両の進入などの緊急時利用を考慮。

☐広場

緊急車両の乗り入れも可能な一時的な避難スペースや救援の支援スペースとしての活用を考慮。

☐園路

緊急車両の通行を考慮。

②水関連施設

☐噴水広場

通常時は、噴水演出等により憩いの空間とし、災害時には非常用生活用水としての活用を考慮。

③非常用トイレ

☐通常時は、マンホール蓋で覆われており、災害時に、トイレとして機能するマンホールトイレを設置。

④エネルギー、照明関連施設

☐非常用照明

災害時の非常用照明の電源として、太陽光パネル等の設置。

⑤備蓄倉庫

災害時に必要な炊き出し用具等を保管する備蓄倉庫を設置。

⑥休養施設

☐かまどベンチ

通常時はベンチとして、災害時はかまどとして、炊き出しなどが可能な施設を設置。

扇町土地区画整理事業地区内公園の整備の進め方

アンケート調査の結果からも、遊具設置を早期に望む声が大きく、まずは、扇町地区内10箇所の公園において、全体的に遊具設置を行うものとする。

その後、扇町土地区画整理事業地区内公園のシンボルである扇町1号公園のトイレ等各施設の整備を行った後、休養施設の整備、芝生・園路舗装、トイレ設置等の整備を実施する。